を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.053

AE_{24} ＝ 0.053

AE_{25} ＝ 0.052

AE_{26} ＝ 0.051

AE_{27} ＝ 0.002

AE_{28} ＝ 0.0018

AE_{29} ＝ 0.0018

AF_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から平成 29 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AG_{23} ＝ 0.028

AG_{24} ＝ 0.028

AG_{25} ＝ 0.027

AG_{26} ＝ 0.026

AG_{27} ＝ 0.002

AG_{28} ＝ 0.0012

AG_{29} ＝ 0.0012

AH_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から平成 29 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係る

を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.053

AE_{24} ＝ 0.053

AE_{25} ＝ 0.052

AE_{26} ＝ 0.005

AE_{27} ＝ 0.002

AE_{28} ＝ 0.0018

AF_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から平成 28 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AG_{23} ＝ 0.028

AG_{24} ＝ 0.028

AG_{25} ＝ 0.027

AG_{26} ＝ 0.003

AG_{27} ＝ 0.002

AG_{28} ＝ 0.0012

AH_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から平成 28 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係る